

事務連絡
令和2年4月10日

職員 各位

大館市社会福祉事業団
事務局長 鎌田 俊

令和2年度の介護職員処遇改善加算
ならびに介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて（通知）

職員の皆様におかれましては、毎日の勤務お疲れ様です。

さて、令和2年度以降の介護職員処遇改善につきましては、下記のとおり、引き続き介護職員の処遇改善に取り組むことといたしましたので、周知いたします。

記

1. 夜間勤務特別手当（一回当たり2,000円）継続
 2. 処遇改善一時金 年額86,000円/人
注：準・臨時職員のうち、パート職員は対象外となります。
 3. 特定処遇改善一時
・年額360,000円
※経験技能のある介護職員で、主任の格付けを受け、介護福祉士の資格を有する職員。
・年額300,000円
※経験技能のある介護職員で、副主任の格付けを受け、介護福祉士の資格を有する職員。
年額204,000円※3
年額168,000円※3
年額120,000円※3
- ※1：経験技能のある介護職員で、主任の格付けを受け、介護福祉士の資格を有する職員。
※2：経験技能のある介護職員で、副主任の格付けを受け、介護福祉士の資格を有する職員。
※3：※1、※2以外の介護職員で、経験年数（経験15年以上、経験5年～14年、経験0年から4年）に応じて支給額を調整。
※4：処遇改善一時金ならびに特定処遇改善一時金の額は、介護報酬の実績に

応じて、支給額が増減する場合があります。

4. 交通費上乗せ額 (H21年改定) 継続

5. 定期昇給分賃金 職員給与規則(H30年4月1日一部改正)に基づき継続

事業団としましては、今後も経営の安定化と、介護職員の処遇改善に引き続き努めてまいります。介護職員諸兄のご理解をいただきたく、お願いいたします。

なお、処遇改善加算にかかる詳細については、別紙「介護職員処遇改善計画書(令和2年度届出用)」を参照してください。

不明な点は、本部事務局までお問合せください。